

No. 293

全 仏

11/58

ルンビニー復興を支援しよう



朝もや立ちこめる釈尊生誕の地ルンビニー園

(松本栄一氏撮影)

全日本仏教会

老いることは苦しみか!?

第16回

日本仏教文化会議

第16回日本仏教文化会議 老いることは苦しみか!?



ステージに並んだ各パネラー

中村元議長が基調講演

聴講250人 医師をまじえ討議

から一般公開の形をとり、「仏教の死生観—幸福な死に方とは」をテーマにした第十五回会議は、各方面から大好評を博した。本年は、釈尊が説かれた「四苦」の中の一老の問題を取り上げ、「老いるこ

第十六回日本
仏教文化会議は、
十月二十一日午
前十時から、東
京・神田の学士
会館を会場に開
催された。この
日はあいにく雨
天だったが、わ
ざわざ九州や青
森からも聴講者
が詰めかけ、二
百五十人入れる
会場はほぼ満員
の盛況。パ
ネラーの熱気こ
もる討議を、真
摯に聞き入って
いた。

川島文化部長の司会で始まった開会式は、午前十時、出席者全員が起立して本多理事長導師のもと三帰依文を唱和、つづいて本多理事長と岡野正貫・国際仏教交流センター理事長から挨拶が行われた。その後、シンポジウムの総会司会をつとめる武藤義一・日本仏教文化会議運営委員長（埼玉工科大学長）から、次のように開催主旨が説明された。

「老は四苦八苦のひとつであり、四門出遊の説話にも老人がとりあげられているように仏教の原点のひとつだが、釈尊がなぜ老を苦のひとつとされたかは、不思議な気もする。東洋には老人を敬い長寿を喜ぶ風習が昔からあり、私自身も若い頃、早く歳をとって自分のしたいことを色々とやってみたいと思っていた。

日本は急激に高齢化社会を迎えつつある。人間は他の生物と異って、年をとるとその特殊性がきわだたてきて、単に生物学的に老いていくという見方が役に立たなくなる。

こうした情勢のなかで、仏教は老をどのように捉えているのか、という原点に立ち返って考えていきたいと思う」

〈基調講演〉

十時十五分から、約一時間にわたって中村元・日本仏教文化会議々長が、基調

とは苦しみか!？」というテーマで、特に京都から老人医療の専門家も招き、高齢化が進む現代社会に、仏教はどう対処すべきか、討議することになった。

〈開会式〉

昭和58年11月1日

自民党の両調査会へ

税制改正で要望書

各地で、税務当局の宗教法人に対する調査・指導が活発な折、全仏では左記のような要望書を、去る九月下旬、理事長本多賢純・税務委員会委員長鈴木靈孝名で、自由民主党政務調査会・税制調査会あてに提出した。

〈要望書〉

昭和五十九年度税制改正の審議にあたり、本会は左記の点を要望致します。格段の御配慮をお願い申し上げます。

記

政府税制調査会におきましては、来年度の税制改正に伴い公益法人に対し

一、公益法人の営む収益事業の範囲の拡大

二、公益法人本来の事業による収益の金融資産収入に対する課税の検討

三、公益法人の営む収益事業に対する法人税率の引き上げ

等が審議されているやに聞き及んでおります。宗教法人の立場から、左記理由によりこれらの増税案は絶対に納得できないものであります。

政府自民党、並びに税制調査会におかれましては、慎重にご審議下さいませうお願い致します。

理由

宗教法人法第六条をまつまでもなく、

宗教法人が営む収益事業は本来、営利を目的としたものではなく、宗教法人の活動を円滑ならしめるための事業であります。

近來、社会における精神文化の低迷は、私共宗教活動にたずさわる側として等しく痛責を感じている所であります。同時に、生命の尊厳、人道の尊重は活発な宗教活動の活性化にあると認識致しております。

財源の確保は、一般企業も同等とは申せ、営利を目的としない宗教法人におきましては充分なる宗教活動の要因である

ことは申すに及びません。

今回審議中の公益法人に対する税制改正に当り、特に宗教法人におきましては、宗教法人法第七十九条の制約もあり、宗教法人の活動を妨げるような増税とならぬよう、慎重な審議を賜りたく特に要望致します。

山陰義援金

豪雨被災地へ送る

去る七月下旬、山陰地方を襲った集中豪雨に対し、救援物資の募集をお願いしましたところ、別表の通り多額の義援金をお送りいただきました。本当にありがとうございます。さっそく鳥取県仏教会及び、山口市仏教団を通して被災地の方々へお送りいたしました。

義援金一覧 (到着順)

団体名	金額(円)
善光寺	50,000
高野山真言宗	30,000
真言宗豊山派	30,000
静岡県仏教会	50,000
真理舎	10,000
孝道教団	100,000
岡山県仏教会	30,000
群馬県仏教会	30,000
法隆寺寺務所	50,000
念法真教教団	100,000
浄土宗西山深草派	10,000
和歌山県仏教会	50,000
浅草寺	30,000
妙見宗務本庁	60,000
真言宗須磨寺派	20,000
真言宗大覚寺派	30,000
黄檗宗大本山萬福寺	10,000
東京ブディストクラブ	15,000
新義真言宗務所	30,000
沖縄県仏教会	50,000

三宅島被災地の方々へ

救援をどうぞよろしく

義援金募集中

全日本仏教会

同宗連研修会に参加して

同宗連主催による第四回同和研修会は、去る十月十三、十四の両日、奈良県橿原市と奈良市内において開催された。

仏教、神道、キリスト教の各団体から関係者八十余名が出席、講師の話に熱心に耳を傾けた。

十三日午後一時に、第一会場である橿原市大久保町の大久保隣保館において、事務局より開会の辞が述べられ、研修会が始まった。

初めに、同宗連議長の木越樹師から、差別解消の幅広い運動が行われるよう宗教者として努力すべき旨の挨拶があり、続いて今回の講師でもある部落解放同盟奈良県連執行委員の辻本正教氏、最後に当会場の館長の挨拶で、開会式を終了した。

ひきつづき、蓮池瑞旭企画部長から、二日間にわたるオリエンテーションが行われた。

一時四十分、辻本正教氏が、「旧部落の歴史について」というテーマで、テキストとスライドを併用しながら、約一時間にわたって講義を行った。

辻本氏は、かつて畝傍山の中腹から山麓にかけて存在した洞部落二百八戸が、幕末に造られた神武天皇陵のそばに位置することは望ましくないと、理由から、大正八年に部落全体が移転を

余儀なくされた経緯を歴史的に述べるとともに、当時の移転がいかに困難かつ苛酷なものであったかを、資料をもとに説明した。

更に同氏の案内で、徒歩にて約一キロ離れた旧部落跡の現地研修を行った。旧洞部落と思われる地域は、雑草と灌とで覆われていて、当時の様子は、全くといっていいほどみうけられなかった。

三時半、辻本氏に礼を述べ、かつて万葉人から愛されたこの美しい畝傍山をあとに、バスで第二会場の奈良パークホテルへと向かった。

夕食後、七時から木越師、日本バプテスト連盟の石居光夫師、並びに蓮池師よりそれぞれ人権問題に関する話があり、その後、日本キリスト教協議会アジア資料センター主事の蔵田雅彦氏の「人権問題について」と題する講義が始まった。

同氏は、経済の発展が新たな差別を生みだすことを論ずる一方、最近の傾向として、被差別者どうしが国家を超えて協力しあい、人権問題に対処しようとする動きがあり、やがて彼等の力が世界平和にも大きく寄与するであろうと断言した。

質疑応答のあと、午後九時から二日目の講義のテキストである「こうして

生きてきた」の自主学習に入り、十時に就寝、第一日目を終了。

翌二日目は、午前九時に「こうして生きてきた——古老のききとり」と題して、奈良県部落解放研究所々長・東浦久治氏の講義が開始された。

講義は、テキストの編集にまつわる苦勞話から始まった。

いやがる古老の口からむりやり聞き出したという差別の体験談は、それだけに悲痛なものであり、同テキストにはそのような体験談が、百五十例にもわたって記されている。

また同氏は、部落差別の現実から学ぶ」との考えから、近頃さかんに行われている現地研修の在り方に苦言を呈するとともに、同和問題は、差別される側の立場で学ばなければ解消されないことを力説して、講義を終えた。

しかし、事務局の要請により、再度講義を依頼、快く応じてくれた東浦氏は、現在おきている差別事件の概容を説明し、差別の原因がいかに社会環境と深く結びついているかを指摘して話を結んだ。

温顔な表情が時たま険しくなりながらの同氏の講義は、今更ながら差別の根源の深さをものかたるものであった。

十一時より、直ちに閉会式、研修会の成果を社会に生かして欲しいとの黒山秀行同宗連副議長の挨拶、続いて事務局による閉会の辞で二日間にわたる研修会の日程を全部終了した。

(時局対策部長 剛山浩義)

昭和59年版

全仏手帳

申込み受付中

全仏総務局では、左記要領にて「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、御注文はお早めに。

内容 三掃依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録

忌日早見表、その他

サイズ 9×14cm

定価 五五〇円(送料実費)

申込先 東京都港区芝公園四一七一

四 全仏総務局

「全仏手帳係」宛

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 浜田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (841) 4965

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

土地を寺へ寄進したいが

かどうかです。順次述べましょう。

個人が土地等を宗教法人に贈与すると（低い価額で譲渡する場合も同じですが）、個人に対して、宗教法人に時価で売却したものとみなされて譲渡所得税が課されるのが原則です。しかし、政令で定める要件を満たしていると国税庁長官が認めれば、「みなし譲渡所得税」は免除されます。右の要件は非常に複雑ですが、一番重要なことは、宗教法人において贈与された土地等が、宗教法人の活動に、より文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に

上、そして、その二倍以上で構成する

総代会を設けたり、監事は二名以上設けたりしなければなりません。又、贈与した個人と親族など特別な関係のある者が、責任役員、総代、監事の三分の一を占めないこと、一定の決定事項は、責任役員（三分の二以上）が出席し、その三分の二以上の議決を要すること等といった寺院規則になっていることが必要です。これらの要件を具備することによって、贈与のあった日から三月以内に納税地の所轄税務署長をおして国税庁長官に提出して承認しても

いくつかの要件を備えている必要があります。これも詳しくは税理士等にきいて下さい。

この趣旨も、前と同じく、住職の専横がまかり通ったり、一族支配が出来るような機構ですと、その宗教法人の財産は、住職や、その一族の思いのままとなってしまつて、宗教法人が贈与をうけたのに、住職ら個人が贈与をうけたと同じ結果になることをおもんばかったものといえます。

以上のような次第ですから、お寺が贈与してもらう土地が御住職所有の隣接地であっても、概家所有の飛び地であっても結論は同じことです。まず、寺院規則が、法の要求する要件を全て具備しているか検討することが必要です。一般の寺院では、宗教法人法の要件しか備っていませんので、寺院規則を改正する必要があります。加えて、贈与をうける土地は公益の増進等に寄与することが必要ですから、その利用をいかにするかも大切なことです。

これらのことは、宗教法人が、個人から遺贈をうけたり、死因贈与をうける場合も同様ですし、贈与税の申告期限または更正決定のときまでに寺院規則を変更すればよい取り扱いになっています。

長谷川先生の無料法律相談室は毎月第二・第四火曜日の午後一時～四時です。

【質問】拙寺では本堂改築にともなつて、境内を整備することになりました。そこで境内に隣接している私（住職）個人の土地、ならびに以前から寄進を申し込まれていた檀家の土地（境内地には隣接していない）を、宗教法人の土地へ名義変更したいと思つています。その際、心配なのが税金です。土地を贈ると、双方に課税されると聞きました。が、本当でしょうか。（埼玉A住職）

【回答】個人が宗教法人に土地や建物等を贈与した場合に、検討しなければならぬことは二つあります。一つは、贈与者個人に「みなし譲渡所得」がかからないかどうかです。二つめは贈与された宗教法人に贈与税がかからない

寄与するところが著しくなければならぬということですが、

また、所得税や相続税（贈与税）を不当に減少させるような運営組織等になつていないことが必要です。誤解をおそれないで一言でいえば、宗教法人が住職などの一族支配が可能なような寺院規則では免除がうけられないということです。詳しくは字数の関係で述べられませんが、税理士等に御相談下さい。

御宗門によっては大型規則などと呼ばれて、宗規集などにひな型が載つています。例えば、責任役員の数に六名以

らうわけです。

つぎに贈与税とは個人が個人に財産を贈与した場合に、贈与された人に課される税金ですから、宗教法人には直接関係ありません。これが原則ですが、宗教法人に贈与することによって、贈与をした人、あるいはその親族その他特別な関係のある人の相続税（贈与税）の負担が不当に減少する結果となるようなときは、宗教法人に対しても贈与税が例外的に課税されます。そして、この例外的に課税されるためには、前述した贈与した個人に「みなし譲渡所得」がかからない場合と同じように、

住職メモ帳

△信教の自由とは？

○日本国憲法第二十條は次のように述べている。

「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

一説して憲法制定の当時国家神道ともいえる形で特別の保護を受けていた神道に対する制限と、キリスト教に対する布教の自由を謳うのに急な事情が看取出来る。信教をキリスト教に、宗教を神道という文字に置きかえてみれば更に明らかである。

だがこの日本国憲法の影響を強く受けたのは神道ばかりではなく、仏教も一からげに宗教の名の下に全ての公の場から締め出されてしまったのである。明治維新以来仏教を目のかたきにして来たというより宗教を疎外することによって速く西欧物質文明に追随しようとした政治家たちは、ここにはっきりと「宗教教育」という文字を掲げて、

自分たちが殆んど全てをにぎっている初等・中等・高等普通教育から宗教をしめ出すことに成功したのである。教育家の側も民主教育の美名の下にそれを大歓迎して戦後の三十余年が過ぎた。そして少年非行、登校拒否、学内暴力等々、戦前にはきいたこともない事態に右往左往している昨今であるが、誰も宗教、とりわけ日本人のこころを培って来た仏教をわれ関せずと締め出したままの影響に気付かないのか、気付かないふりをするばかりである。

中国は昨年十二月四日に「中華人民共和国憲法」を公布した。その第三六條は信教の自由を保障する規定であるが、その条文は国家機関等が信仰、不信仰を強制してはならず、信仰の有無によって公民を差別してはならないと述べた後に「国家は、正常な宗教活動を保護する」と述べている。中国が宗教に対してどんな政策を取り、どんな影響があったかはよく人の知る処である。だが中国は逸早く反省し、いわば冷たかった宗教政策を転換して憲法を改正した。その際に仏教を支える有力者たちの日夜の努力のあったこともまた人の知る処である。信教自由の美名の下に日本だけがいつまでも無宗教、反宗教の政策に溺れていてよいのだから。

(文化専門委員 若林隆光)

幸福な死に方とは

中村元・武藤義一・雲井昭善・佐伯真光・中村尚志・花山勝友・山折哲雄
全日本仏教会／国際仏教交流センター編

現場の医師と第一線の仏教者との歯に衣を着せぬ大 ■定価980円

討論！ 原始仏教の死生観や『往生要集』にみる日本

人の死生観を基調にして、いま大きな社会問題になっ

ている安楽死、がん告知、脳死の是非、ホスピス運

動など現実の諸問題にどう仏教者は取組むべきか、死

者を用うとともに病めるひとびとに励ましと慰めを

与えるのが、仏教者の本務ではないか、等々——50

年先を目ざして仏教者に社会的行動を呼びかける。

四六判252ページ

平凡社

〒102
東京都千代田区三番町5
振替・東京8-29639

*本書は当会文化部でも取扱っております。是非文化部
あてお申込み下さい。(代金後払い、送料当方負担)

●現代の病める心に向けるおいを与える希望のシリーズ
太陽の美と心
仏の美と心
シリイズ 全4冊

①観音札讀
②浄土への憧れ

好評発売中
好評発売中

③經典の莊嚴
④密教と聖なる山

■定価各1,800円
8月刊行
11月刊行

全日本仏教囲碁大会

五クラスで優勝戦

奮って御応募下さい

全日本仏教会では、加盟団体に所属する方々相互の親睦をはかるため、全日本仏教囲碁大会を左記の通り開催することになりました。

参加を希望される方は、A(五段以上) B(三・四段)、C(初・二段)、D(初段以下)、E(五級以下)のクラスを選んで全仏文化部までお申し込み下さい。各クラスの優勝者には、A―会長杯、B―理事長杯、C―事務総長杯、D―国際文化局長杯、E―文化部長杯のカップを贈って栄誉をたたえます。また参加者全員に

記念品が贈られます。はじめての試みですので、事務局では一人でも多くの方がご参加されますようお願いしています。

日 時 昭和五十九年二月七日十時
場 日本棋院(東京・市が谷)
参加資格 全仏加盟団体所属の僧侶
参加費 一万円(懇親会費を含む)
競技方法 オール互先、手合時計使用
持ち時間四〇分、時間切れ負け

懇親会 大会終了後、表彰式を兼ねて行う
申込締切 昭和五十九年一月二〇日
十九日 財務担当者会議(関東)
高野山真言宗糾弾会出席
同和委員会

事務局録事

(十月)

- 三日 囲碁大会準備会
- 三・六日 日韓仏教交流協議会出席
- 五日 御室派管長晋山式出席
- 十一日 埼玉県仏教徒大会出席
- 法律相談室
- 十二日 財務担当者会議(関西)
- 税務小委員会
- 十四日 全仏大会幹事会
- 十八日 浅草寺晋山式出席

- 二十一日 日本仏教文化会議
- 二十四日 局内会議
- 二十五日 法律相談室
- 二十六日 都道府県仏代表者会議
- 智山派管長晋山式出席
- 二十七・八日 全日本仏教徒会議
- 大阪府仏教徒大会
- 二十九日 長野県仏教徒大会
- 三十一日 事務総局機構検討委員会

昭和五十八年十一月一日発行

発行人 矢萩信顕

発行所 財団法人 全日本仏教会

東京都港区芝公園四一七―四
電話〇三(四三七)九二七五

仏教の叡智を現代にとりもどす

11月7日 創刊



The GANGES

創刊号の内容

永遠のことば……………大庭みな子
「恒河」インタビュー……………
……………陳舜臣「曼陀羅の人」を語る
フォト・エッセイ……………稲越功一 室生寺を撮る
「恒河」の窓……………水上勉

特集 ブッダとキリスト

- 対談＝中村元 vs 森嘉蔵 / 司会＝奈良康明
「私のなかのブッダとキリスト」
- 対論＝梅原猛 vs 山本七平
「人間としてみたブッダとキリスト」
ほかエッセイ / 現代の視点「現代人のこころの病い」 秋山さと子 / 読書徹底ガイド / 博物誌「菩提樹」 佐々木宏幹

●お求めは最寄りの書店で

現代を生きる仏教グラフィクス

恒河 季刊

- 連載 「仏陀」……………瀬戸内寂聴
- 図解 「日本仏教の系統樹」
- 書にみる祖師像「最澄」……………榊莫山
- 花つれづれ……………青山俊董
- ヒューマンドキュメント「主婦として曼荼羅絵師として」……………安達原玄
- アспект

〔舞Pray〕仏像を想わせるシャクティの舞ほか
〔旅Discover〕／〔創Science〕／〔祭Folks〕……
……………カラー写真による異色ルポ

次号からの発行月 1・4・7・10月
定価 2,200円(〒300円)
体裁 A4判ワイド判 158頁(カラー64頁)

学研 第二出版局営業企画室03(720)1111(代)
〒145 東京都大田区上池台4-40-5